

平成22年4月1日から公害関係届出等窓口が一部変更となります

京都市では、平成22年4月1日に環境共生センター（北部・南部）を新設しました。各保健所又は環境指導課で行っておりました下記届出等の受付を、平成22年4月1日から、環境共生センターで行いますので、よろしくお願いいたします。

| 平成22年3月31日までの受付窓口 | 公害関係届出等 | 変更 |
|-------------------|--|---|
| 各保健所 | <p>①公害関係法令等に関する届出 大気汚染防止法・水質汚濁防止法・瀬戸内海環境保全特別措置法・湖沼水質保全特別措置法・騒音規制法・振動規制法・ダイオキシン類対策特別措置法・京都府環境を守り育てる条例・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 に係る届出書</p> <p>②浄化槽の設置等に関する届出 浄化槽の設置に係る届出書・浄化槽工事完了届出書・浄化槽使用開始報告書・浄化槽管理者変更報告書 等</p> | <p>各保健所 (3月31日まで) ↓ 各環境共生センター (4月1日から)</p> |
| 環境指導課 | <p>①京都市大気汚染対策指導要綱に係る届出書</p> <p>②特定建設作業実施届出書</p> <p>③特定粉じん排出等作業実施届出書（アスベスト）</p> <p>④建築確認申請に伴う公害防止に関する事前相談カード ※その他の届出は、従来通り環境指導課で受け付けます。</p> | <p>環境指導課 (3月31日まで) ↓ 各環境共生センター (4月1日から)</p> |

北部環境共生センター

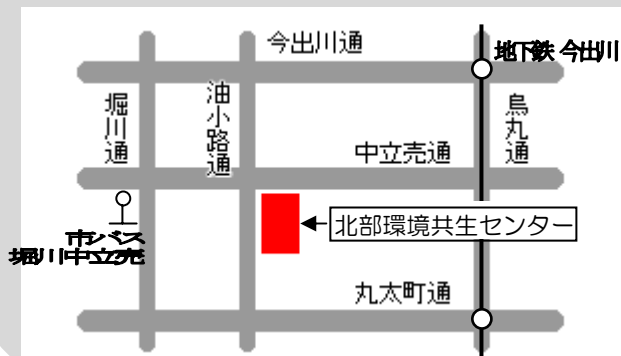
管 轄：北，上京，左京，中京，右京区

所在地：〒602-8061

上京区中立売通油小路東入甲斐守町 100

電 話：075-451-0211

F A X：075-451-0660



南部環境共生センター

管 轄：東山，山科，下京，南，西京，伏見区

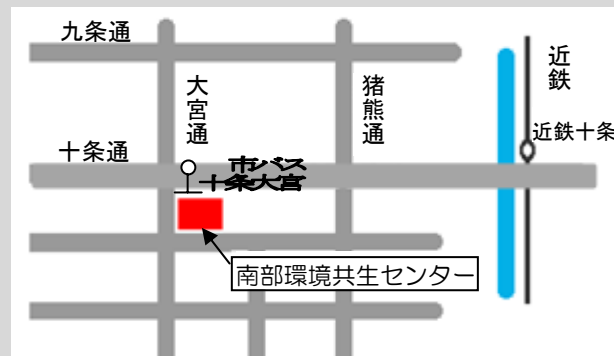
所在地：〒601-8444

南区西九条森本町 50

(生活環境美化センター敷地内)

電 話：075-671-0511

F A X：075-671-0322



【問い合わせ先】

京都市環境政策局環境企画部環境指導課

住所：中京区柳馬場通御池下る 京都朝日ビル 4F

電話：075-213-0928